

2010年3月25日

財団法人 日本適合性認定協会  
認定センター長  
久保 真 殿

財団法人 日本規格協会  
品質システム審査員評価登録センター  
所長  
高田 道広 殿

社団法人日本航空宇宙工業会  
航空宇宙品質センター(JAQG)  
航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)

議長 有田 智充



IAQG Resolution log の関連機関への展開について (依頼)

日頃より航空宇宙ならび防衛産業界の認定・認証にご理解とご協力いただき大変ありがとうございます。  
ございます。

先般の拡大 JRMC 会議において、10月に開催されました IAQG OPMT ミュンヘン会議で採択されました IAQG Resolution log をご説明した際、Resolution log の展開に関しましては、書面による展開が望ましいとのご意見を受け、拡大 JRMC 会議以降に採択されました IAQG Resolution log の内容とあわせまして、ここに関係機関への展開を書面にてご依頼申し上げる所存です。

添付に今回、JAB 殿を通じて関連機関への展開をお願いする SJAC9010C の変更対照表を記します。

ご不明な点がございましたら、ご連絡お願い申し上げます。

以 上

表1 SJAC9010C 変更対比表

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
5.6 (Resolution log #62)	<p>認定機関は、この規格の8項に準拠した手順並びに品質マネジメントシステム認証機関に対する認定のための申請や認定の授与、維持、拡大及び縮小、並びに一時停止又は取消しに関する条件及び手順を規定するとともに、認定審査を実施するための具体的な手順、方法、審査技術を自己の審査システムの中に持ち文書化していなければならない。</p> <p>(注記：SJAC 9010C から JRMCO9-011 により上記に変更されている。)</p>	<p>認定機関は、この規格の8項に準拠した手順並びに品質マネジメントシステム認証機関に対する認定のための申請や認定の授与、維持、拡大及び縮小、並びに一時停止又は取消しに関する条件及び手順を規定するとともに、認定審査を実施するための具体的な手順、方法、審査技術を自己の審査システムの中に持ち文書化していなければならない。</p> <p>もしも、認定機関が、JIS Q 9001 (ISO9001:2000</p> <p>もしくは ISO9001:2008)の認定を一時停止又は取消しした場合には、JIS Q 9100:2004 または JIS Q 9100:2009 の認定も、同様に一時停止又は取消ししなければならない。</p>
7.1 (Resolution log #66)	<p>a. 審査経験：過去3年間に JIS Q 9001 (ISO 9001:2000) 規格の全要素をカバーした第三者もしくは第三者審査に少なくとも4回かつ最低20日間参加していること。及び品質マネジメントシステム認証機関の認証の手順に従って、審査できる能力を有していることが品質マネジメントシステム認証機関の審査部門管理者又は、同レベルの者により保証されていなければならない。</p>	<p>a. 審査経験：過去3年間に JIS Q 9001 (ISO 9001:2000) 規格の全要素をカバーした第三者もしくは第三者審査に少なくとも4回かつ最低20日間参加していること。</p> <p>全要素をカバーした審査とは適用除外のない審査をいう。</p> <p>但し、この4回のうち2回までは適用除外(例：7.3 設計・開発)があっても構わない。</p> <p>及び品質マネジメントシステム認証機関の認証の手順に従って、審査できる能力を有していることが品質マネジメントシステム認証機関の審査部門管理者又は、同レベルの者により保証されていなければならない。</p>
7.2.2 (Resolution log #66)	<p>・ 航空宇宙産業経験審査員立会のもと、2回の全要素をカバーした JIS Q 9100 審査(検証審査)を実施しなければ</p>	<p>・ 航空宇宙産業経験審査員立会のもと、2回の全要素をカバーした JIS Q 9100 審査(検証審査)を実施しなければ</p>

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
	<p>ならない。立会した航空宇宙産業経験審査員により、検証審査の結果、航空宇宙産業審査員候補者がこの規格の 7.2.1 に示した航空宇宙に関する知識を十分有していないと見なされた場合は、追加の教育及び又は実務研修が要求される。</p> <p>追加の教育並びに実務研修修了の証拠記録は、審査員の資格登録を申請する際に、審査員認証機関に提出しなければならない。</p>	<p>ならない。</p> <p>全要素をカバーした審査とは適用除外のない審査をいう。</p> <p>立会した航空宇宙産業経験審査員により、検証審査の結果、航空宇宙産業審査員候補者がこの規格の 7.2.1 に示した航空宇宙に関する知識を十分有していないと見なされた場合は、追加の教育及び又は実務研修が要求される。</p> <p>追加の教育並びに実務研修修了の証拠記録は、審査員の資格登録を申請する際に、審査員認証機関に提出しなければならない。</p>
8.4.3 (Resolution log #56)	<p>品質マネジメントシステム認証機関は、JIS Q 9100 の審査結果を SJAC (JAQG 事務局) を通じ IAQG-OASIS へ登録しなければならない。品質マネジメントシステム認証機関は、IAQG-OASIS へ登録するために JIS Q 9100 の審査結果要約を認証文書の発行日、又は更新日、若しくはサーベイランスにおける登録継続の決定日からその都度、速やか (遅くとも 1 ヶ月以内) に SJAC (JAQG 事務局) に提出しなければならない。情報には少なくとも '付帯文書 B' に定められた項目を含むこと。</p> <p>SJAC (JAQG 事務局) は、データを受領後、速やか (遅くとも 1 ヶ月以内) に OASIS へ入力する。</p>	<p>品質マネジメントシステム認証機関は、JIS Q 9100 の審査結果を SJAC (JAQG 事務局) を通じ IAQG-OASIS へ登録しなければならない。品質マネジメントシステム認証機関は、IAQG-OASIS へ登録するために JIS Q 9100 の審査結果要約を認証文書の発行日、又は更新日から 30 日以内に</p> <p>—</p> <p>若しくはサーベイランスにおける登録継続の決定日からその都度、速やか (遅くとも 1 ヶ月以内) に SJAC (JAQG 事務局) に提出しなければならない。</p> <p>サーベイランスまたは特別審査時は、審査のために訪問した最終日から 90 日以内に SJAC (JAQG 事務局) に提出しなければならない。</p> <p>情報には少なくとも '付帯文書 B' に定められた項目を含むこと。</p> <p>SJAC (JAQG 事務局) は、データを</p>

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
		受領後、速やか(遅くとも1ヶ月以内)に OASIS へ入力する。
付帯文書 B (OASIS 通知 Resolution log #56,70)	<p>IAQG-OASIS へのデータ登録のための審査結果通知項目品質マネジメントシステム認証機関は、登録した組織の審査結果の情報を IAQG-OASIS へ登録するため、審査結果について以下の項目を SJAC(JAQQ 事務局)へ通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質マネジメントシステム認証機関名, 担当者, 電話, ファックス及び/又は電子メールアドレス</li> <li>審査された組織名, 住所, 電話, ファックス及び/又は電子メールアドレス, 担当者 (審査を行った全ての場所を含む)</li> <li>審査された組織の登録の適用範囲</li> <li>審査の種類 (初回, サーベイランスまたは再認証審査)</li> <li>品質マネジメントシステム認証機関の審査チームリーダー及びチームメンバーの名前</li> <li>報告日付, 審査の日程/期間及び審査人日 (man・day)</li> <li>認証に適用した航空宇宙品質マネジメントシステム規格 (適用した版を含む)</li> <li>規格の対応する項目番号を含む重大/軽微不適合の数</li> <li>SJAC9101 に基づく評価得点 (SJAC9101 P6 和文版のみで可)</li> <li>審査結果 (SJAC9101 P3 参照)</li> <li>審査結果の要約 (SJAC9101 P5 参照)</li> <li>発行された認証文書の番号, 発行日付及び有効期限日</li> <li>認証文書のコピー (英文必須。和文は</li> </ul>	<p>IAQG-OASIS へのデータ登録のための審査結果通知項目品質マネジメントシステム認証機関は、登録した組織の審査結果の情報を IAQG-OASIS へ登録するため、審査結果について以下の項目を SJAC(JAQQ 事務局)へ通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質マネジメントシステム認証機関名, 担当者, 電話, ファックス及び/又は電子メールアドレス</li> <li>審査された組織名, 住所, 電話, ファックス及び/又は電子メールアドレス, 担当者 (審査を行った全ての場所を含む)</li> <li>審査された組織の登録の適用範囲</li> <li>審査の種類 (初回, サーベイランスまたは再認証審査)</li> <li>品質マネジメントシステム認証機関の審査チームリーダー及びチームメンバーの名前</li> <li>報告日付, 審査の日程/期間及び審査人日 (man・day)</li> <li>認証に適用した航空宇宙品質マネジメントシステム規格 (適用した版を含む)</li> <li>規格の対応する項目番号を含む重大/軽微不適合の数</li> <li>SJAC9101 に基づく評価得点 (SJAC9101 P6 和文版のみで可)</li> <li>審査結果 (SJAC9101 P3 参照)</li> <li>審査結果の要約 (SJAC9101 P5 参照)</li> <li>発行された認証文書の番号, 発行日付及び有効期限日</li> <li>認証文書のコピー (英文必須。和文は</li> </ul>

SJAC9010C 条項 (関連文書)	現行版	変更後
	<p>登録組織の希望により任意)</p> <p>注1：上記の登録情報は英文(又は和英併記)によるテキスト形式の電子データとすること。</p> <p>注2：認証文書のコピーは、PDFファイル(最大300Kバイト)とする。</p>	<p>登録組織の希望により任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査報告書および是正処置要求書</li> <li>・ 適用除外の項目</li> </ul> <p>注1：上記の登録情報は英文(又は和英併記)によるテキスト形式の電子データとすること。</p> <p>注2：認証文書のコピーは、PDFファイル(最大300Kバイト)とする。</p> <p>注3：審査報告書および是正処置要求書のファイルは1ファイルのPDF Fileとする。当該ファイルの最大サイズは2000K(2M)までとする。審査報告書および是正処置要求書の書式はSJAC9101最新版書式に準じること。初回審査および再認証審査時の是正処置要求書は是正処置実施完了の確認が完了し、承認されていること。サーベイランスの是正処置要求書はデータ送付時の最新状況が反映されていること。使用言語は日本語とする。(英訳不要)</p> <p>OASISに公開できない情報等は、塗りつぶし等で伏せてもよい、</p>